

<参考>全国の総合通信局の管轄区域と住所

※ 3：令和 4 年 10 月現在の住所です。住所をあらかじめホームページ等でご確認の上、投函してください。

総合通信局名称	管轄区域 (都道府県)	郵便番号	住所 ^{※3}	
北海道総合通信局	北海道	060-8795	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	札幌第 1 合同庁舎
東北総合通信局	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	980-8795	仙台市青葉区本町 3-2-23	仙台第 2 合同庁舎
関東総合通信局	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨	102-8795	千代田区九段南 1-2-1	九段第 3 合同庁舎
信越総合通信局	新潟 長野	380-8795	長野市旭町 1108	長野第 1 合同庁舎
北陸総合通信局	富山 石川 福井	920-8795	金沢市広坂 2-2-60	金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	岐阜 静岡 愛知 三重	461-8795	名古屋市中区白壁 1-15-1	名古屋合同庁舎第 3 号館
近畿総合通信局	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	540-8795	大阪市中央区大手前 1-5-44	大阪合同庁舎第 1 号館
中国総合通信局	鳥取 島根 岡山 広島 山口	730-8795	広島市中区東白島町 19-36	
四国総合通信局	徳島 香川 愛媛 高知	790-8795	松山市味酒町 2-14-4	
九州総合通信局	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	860-8795	熊本市西区春日 2-10-1	熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	沖縄	900-8795	那覇市旭町 1-9	カフーナ旭橋 B 街区 5 階



注意

無線局登録申請を行わずに、又は無線局登録状の交付を受けずに、本デジタル簡易無線トランシーバーを使用し電波を発射すると、不法無線局となってしまう電波法第 110 条に基づき「罰則」が適用されますのでご注意ください。